

児童手当現況届のお知らせ

現況届は1年に1度の更新手続きです。

5月31日現在、児童手当を受給していた方で、引き続き児童手当を受給するためには、6月に更新の手続きとなる現況届の提出が必要となります。

対象となる方には、6月中旬に現況届を郵送にてお送りします。

■提出する書類

【全員提出が必要なもの】

- ・現況届
- ・受給者（保護者）の健康被保険者証のコピー（国民健康保険に加入の方は不要）

【該当する方のみ提出が必要なもの】

- ・平成27年1月1日に下野市に住民票がなかった保護者の方は、「平成27年度の児童手当用所得証明書」

※受給者の配偶者が当該受給者の扶養親族になつている場合には、配偶者の方の分の児童手当用所得証明書は省略できます。

・受給者と児童が別居している場合には、「監護・生計同一申立書」及び

「児童の属する世帯全員分の住民票」

※下野市内で別居の場合には、住民票は不要です。

●その他の書類が必要となる場合があります。

■提出方法

提出は、同封の返信用封筒をご利用ください。提出の際は、提出書類に不足のないようご確認いただき提出ください。

なお、左記の窓口でも受付ますが、混雑が予想されます。混雑時にはお待ちいただくことがありますので、郵送での提出にご協力をお願いいたします。

○こども福祉課窓口

（石橋庁舎1階）

○市民課国分寺窓口

（国分寺庁舎1階）

○市民課南河内窓口

（南河内図書館2階）

■提出期限

6月30日(火)

■現況届提出後について

審査の結果、受給要件を満たし、継続して6月分以降の手当が支給される方は、更新結果の通知はお送りしません。ただし、左記の場合には通知をお送りします。

- ・所得の審査の結果、5月分までの手当額と6月分以降の手当額に変更のある場合には、認定通知書をお送りします。
- ・所得の審査の結果、配偶者の方の所得が所得制限限度額以上であった場合には、受給者の変更手続（今までの受給者から配偶者への変更手続）が必要となります。消滅通知と受給者変更に必要な書類をお送りします。

■問い合わせ先

こども福祉課

☎(52) 1114

子育て世帯臨時特例給付金については、11ページをご覧ください。

～現況届に関するQ&A～

例年、多くの方から、お問い合わせをいただく質問です。

Q：現況届を提出しないとどうなりますか？

A：平成27年6月分（10月振込分）以降の手当の支給が一時差止となります。必ずご提出ください。

Q：提出書類に不足があった場合はどうなりますか？

A：不足書類がある場合には、審査保留となります。こども福祉課から不足書類提出の通知が届いた方は、速やかに不足書類をご提出ください。提出が遅れた場合には、10月の振込が遅れる場合があります（11月以降の振込となります）。

Q：転入の際に児童手当用所得証明書を提出したのですが、現況届提出時にも提出が必要ですか？

A：転入の際に提出いただいた所得証明書は、平成26年度の児童手当用所得証明書（平成25年中の所得を証明する所得証明書）となります。現況届の際に提出する所得証明書は、平成27年度の児童手当用所得証明書（平成26年中の所得を証明する所得証明書）であり年度が異なるため、平成27年1月1日時点で下野市に住民票がなかった方は提出が必要です。なお、児童手当用の所得証明書は、多くの市区町村において、郵送で取得することができますので取得先の各市区町村にお問い合わせください。